

使用上の注意

「ローラ」は、「ばらのまち 福山」をPRし、ばらのまちづくりの取組の普及・推進を目的として誕生した「ばらのイメージキャラクター」です。

「ローラ」の使用にあたっては、次の注意事項及び使用要綱を遵守してください。

- 1 「ローラ」の使用にあたっては、キャラクター付近にキャラクター表記（ばらのまち福山イメージキャラクター「ローラ」等）を明示すること。
- 2 「ローラ」の周囲に他の表示や図形を入れる場合は、「ローラ」が他の表示や図形と一体のものとして見られることのないよう留意すること。
- 3 「ローラ」を営利目的で使用する場合、その商品又は包装紙、広告等にコピーライトマーク及び承認番号（©ばらのまち福山 承認番号第〇〇号）を記載すること。ただし、市長が特に認める場合は、これを省略することができるものとする。
- 4 SDGs バージョンローラ（No. 34）については、SDGs のロゴが入っているため、資金調達目的・商業用途での利用をする場合、国連による事前許可と適切なライセンス契約の締結を必要とするため、事前に SDGs のロゴ・マーク使用の事前許可とライセンス契約を締結してください。事前許可・ライセンス契約締結後ローラの使用について承認不承認の判断を致します。また、SDGs の目的から外れる内容での使用では、SDGs のロゴ・マークが使用できないため承認することはできません。

例：SDGs を推進する行事を開催する際に、チラシや資金調達目的・商業用途のグッズをつくる。

このような場合は、チラシは情報目的となるため国連の事前許可・ライセンス契約の必要なくローラの使用承認申請ができ、資金調達目的・商業用途のグッズについては、事前許可・ライセンス契約締結後、使用承認申請をしてください。

詳しくは、国際連合広報センター掲載の「ロゴ使用のためのガイドライン」

(https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/) をご覧ください。

- 5 「ローラ」のオリジナル画像を加工し、または新たに作成し、使用する場合は、事前に必ず福山市と協議を行うこと。その場合、福山市の指示に従い、「ローラ」のイメージを損なわないために必要な措置を講じること。また、この際、作成したオリジナル画像の著作権は福山市に帰属するものとする。
- 6 「ローラ」の適切な使用を図るため、福山市の求めに応じ、使用状況の報告や使用物件の提出に協力すること。
- 7 使用期間満了後、引き続き「ローラ」を使用する場合は、あらためて使用承認申請を行い、福山市の承認を受けること。ただし、当初の使用期間中に製作した製品については、在庫整理の期間として、引き続き使用することができるものとする。
- 8 その他、使用承認書に付された条件を遵守すること。

～ めざそう 世界に誇れる「100万本のばらのまち 福山」 ～